

覚書

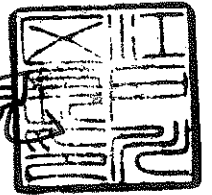
国立大学法人弘前大学、江戸川区農業経営者クラブ、江戸川花卉園芸組合、江戸川区役所は、えどがわ産農産物ブランド化支援事業を別紙のとおり相互に連携をとりながら、運営・推進し、研究協力することを確認し、ここに覚書を交わす。

平成18年 4月21日

東京都江戸川区中央1-4-1

江戸川区長

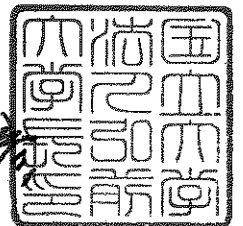
多田正典



青森県弘前市文京町1

国立大学法人弘前大学長

遠藤正孝



東京都江戸川区春江町2-16-19

江戸川区農業経営者クラブ会長

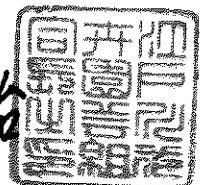
石川善一



東京都江戸川区鹿骨1-5-13

江戸川花卉園芸組合長

稲毛善治



「えどがわ農業産学公プロジェクト」事業に関する覚書

江戸川区役所（以下、甲とする）、国立大学法人弘前大学（以下、乙とする）、江戸川区農業経営者クラブ（以下、丙とする）、江戸川花卉園芸組合（以下、丁とする）は、甲が実施するえどがわ産農産物ブランド化支援事業において、相互に連携をとりながら、その目的を達成するように努力する。

- 1 事業の対象
乙に委託する研究に対して、甲・丙・丁が支援・協力する。
- 2 各主体の役割
甲 えどがわ産農産物ブランド化支援事業の運営・推進
乙 えどがわ産農産物ブランド化事業への研究協力
丙・丁 えどがわ産農産物ブランド化事業の実施
- 3 期間
本覚え書き締結より平成19年3月31日までとする。
ただし、甲・乙・丙及び丁から異議の申し立てがない場合は、1年毎に自動更新する。
- 4 費用
本事業への研究協力に伴う経費は、別途甲と乙が締結する共同研究契約により、甲が負担するものとする。
- 5 発表
本事業の成果については、報告会を行うとともに、ホームページ等で公表する。
- 6 協議会の設置
この事業の円滑な実施を図るために、甲・乙・丙・丁は協議会を設置し、随時協議する。